

# 定 款

ヒラキ株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当会社は、ヒラキ株式会社と称する。  
2 英文では HIRAKI CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 靴および履物、衣料品、日用雑貨品、袋物、服飾品、皮革製品、家具製品、家庭用電気製品、健康機器、事務用機器、光学機器、スポーツ用品、娯楽用品、文房具、眼鏡、時計、貴金属、喫煙具、ミュージックテープ、コンパクトディスク、楽器、玩具類、書籍、美術工芸品、民芸品および趣味用切手、古物、園芸用品、鑑賞用植物、ペットの販売、通信販売ならびに輸出入
  - (2) 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、清涼飲料水、酒類、米、塩、たばこ、乾物、健康食品、菓子類、乳製品の販売、通信販売ならびに輸出入
  - (3) 化粧品、医薬品および医薬部外品、動物用医薬品、肥料、飼料、医療器具、度量衡器の販売、通信販売ならびに輸出入
  - (4) 自動車、自転車、その各付属品の販売、通信販売ならびに輸出入
  - (5) 新聞、切手、ハガキ、収入印紙、宝くじの販売
  - (6) 薬局、飲食店、遊戯場、学習塾、文化教室、クリーニング店、写真店および駐車場の経営
  - (7) 灯油の販売
  - (8) コインランドリーの経営
  - (9) 不動産、店舗設備、什器備品の賃貸、販売、斡旋
  - (10) 履物および履物の付属品、袋物、皮革製品、衣料品、園芸用品、家庭用プラスチック製品の製造
  - (11) 総合リース業
  - (12) 廃プラスチック処理再生業
  - (13) 広告代理店業務、旅行斡旋業務
  - (14) 流通業、ディスカウントストアーに関する市場調査、広告宣伝ならびに印刷物の発行
  - (15) フランチャイズチェーンシステムの加盟店の募集ならびに加盟店の指導およびコンサルティング
  - (16) インターネット上のショッピングモールおよびオークションの企画、開設、運営およびそれらのコンサルティングならびに運営の受託業務
  - (17) コンピューターのネットワークシステム、ソフトウェアおよび情報システムの企画、設計、開発、販売、保守ならびにこれらのコンサルティング
  - (18) コールセンター運営およびテレマーケティングに関する受託業務
  - (19) 商品の小口分割梱包と配送の手配に関する受託業務
  - (20) 貨物自動車輸送事業およびその代理業、倉庫業、検品業
  - (21) 各種事務代行業
  - (22) 各種情報提供および処理サービス業

- (23) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
- (24) 宅配便の取次業およびチケット販売の受託業務
- (25) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を 神戸市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、17,920,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 前項の規定により定められた取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### (電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役、取締役会および執行役員

### (員数)

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

### (選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

(取締役会規程)

第 22 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の規定により定められた取締役に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 28 条 取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

- 2 取締役会の決議をもって、社長執行役員、副社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

### (選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役との責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。  
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### (選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### (任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

### (事業年度および決算期)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当の基準日)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

### (配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

- 1 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改正日 2022年6月29日